報告第2号

専決処分(桐生市都市計画税条例の一部改正)の承認を求めるについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のと おり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月11日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

専 決 処 分 書

桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市条例第19号

桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例

桐生市都市計画税条例(平成 10 年桐生市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

附則第2条(見出しを含む。)中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」 に改める。

附則第3条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第4条中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分 及び令和5年度分」に改める。

附則第5条中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分 及び令和5年度分」に改める。

附則第6条及び第7条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第8条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第 12 条中「第 13 項、第 18 項から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで、第 47 項若しくは第 48 項」を「第 10 項、第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項若しくは第 43 項」に改める。

附則第 13 条中「地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号)附則第 22 条」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 7 号)附則第 14 条」に、「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に 改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の桐生市都市計画税条例の規定は、令和 3 年度以後の年

度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、 なお従前の例による。

報告説明

報告第2号 専決処分(桐生市都市計画税条例の一部改正)の承認を求めるについて

令和3年3月31日付けをもって地方税法等の一部が改正されたことに伴い、 桐生市都市計画税条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の 議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕が ないことが明らかでしたので、令和3年3月31日に専決処分をもって措置し たものです。

主な内容は、土地に係る都市計画税の現行の負担調整措置を継続するものです。